

建設工事や解体工事を行う皆様へ工事にあたってのお願い

江東区では、集合住宅や戸建住宅、事務所ビルなどの建設工事と、既存建築物の解体工事などが増加し、それに伴い騒音、振動、粉じんなどの苦情が増えています。

江東区の地域特性として、地盤が比較的軟弱であること、住宅の密集した地域が多いことが挙げられます。

建設工事や解体工事などを行う場合は、江東区特有の事情をご理解いただき、下記の事項に配慮し、より安全で丁寧な作業を行っていただきますようお願い致します。

記

- 1 工事の着工前に、近隣住民に対し工事内容・期間等を説明し、理解を得るよう努めて下さい。（なるべく広範囲の住民への説明をお願いします。）
- 2 工事に使用する機械等は、騒音や振動の軽減のため、可能な範囲で低騒音型・低振動型の機械を採用し、機械の連続使用を避ける等、機械の選定や使用方法・作業方法への配慮をお願いします。
- 3 必要に応じて仮囲いや防音シート、散水等を行い、近隣住民等に配慮をお願いします。警備員を必要に応じて配置する等、安全対策に努めて下さい。
- 4 現場責任者の氏名、連絡先を掲示し、住民から苦情が寄せられた際は、迅速かつ適切な対応をお願いします。
- 5 アスベスト含有建築物の解体工事などを行う場合は、アスベスト関連法令を厳守し、周辺環境へのアスベスト飛散防止対策を徹底して下さい。
また、環境省が定めたリスクコミュニケーションガイドラインを参照し、近隣住民に配慮をした作業をお願いします。

特定建設作業の実施の期間（工期）の延長について

届出後やむを得ず工期を延長する場合は、原則、再提出になります。既に届出をしている工期末の7日前までに延長工期分の届出を提出してください。

ただし、既に届出をしている工期末の7日前以降に延長することが決定した場合は、事前に下記までお問い合わせください。また延長する工期が長期間の場合も、お問い合わせください。

